

京都市告示第 367 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年1月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	深草水0147号	伏見区深草砂子谷町10番地地先 同区深草谷口町48番地地先	
2	久我水5008号	伏見区久我御旅町5番地の2地先 同町5番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)